

無戸籍者問題の解消を求める意見書

無戸籍者問題とは、子の出生の届出をしなければならない者が、何らかの事情で出生届を提出しないために、戸籍に記載がないまま暮らさざるを得ない子どもや成人が存在している問題である。

無戸籍者の場合、自らになんら落ち度がないにもかかわらず、特例措置などで救済されるケースを除き、住民票への記載や選挙権の行使、自動車運転免許や旅券の取得、銀行口座の開設等が出来ないだけでなく、就学、就職、結婚等の場面でも不利益を被るため、無戸籍者が存在することは基本的人権の根幹に関わる深刻な問題である。

また、無戸籍者は、我が国の国民であるにもかかわらず、種々の生活上の不利益を被るとともに、無戸籍者であることで心の平穏を害されているため、人権保護の観点からも一刻も早い救済が必要である。

よって、政府においては、無戸籍者問題の解消のため、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 強制認知調停の申立てについて、窓口において、申立者に対し適切な指導が行われるよう、家庭裁判所に対し制度の周知徹底を図るとともに、法務省及び裁判所等のホームページの記載や申立てに関する書式等を改め、親子関係不存在確認調停申立てと強制認知調停申立ては選択することができることをより明確にすること。
- 2 これまでの関係府省庁による類似の通知等により、無戸籍者状態であったとしても、一定の要件のもとで各種行政サービス等を受けることができるとしているが、このことが自治体職員まで徹底されずに誤った案内がされている事例が見受けられるため、関係機関に対し無戸籍者問題への理解を深めるよう促すとともに、適切な対応について周知徹底を図ること。
- 3 嫡出否認の手続きに関する訴権者の拡大や、出訴期間を延ばすよう見直すほか、民法772条1項の嫡出推定に例外規定を設けるなど、新たな無戸籍者を生み出さないための民法改正を検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年12月19日

内閣総理大臣
総務大臣 宛て
法務大臣

福島県議会議長 吉田栄光